

過疎（長沼）地域のマルチ送迎導入に向けた実践的検討に係る 業務委託業者選定プロポーザル実施要領

1 趣 旨

本地域では、現在地域間幹線系統の路線バスや、令和4年4月に過疎地域の指定を受け、過疎地域持続的発展計画に基づき運行しているAIオンデマンド交通、さらに本地域の一部エリアと、須賀川市中央まちなかエリア間を結ぶ乗合タクシーを運行している。

今般、利用者が減少している路線バスや、令和11年4月に予定している地域内の小中学校統合により、通学距離が遠くなるなどの課題に対応するため、現状の交通使用実態を調査し、複数の交通機関を統合することにより移動需要の集約（マルチ送迎）の検討を行い、将来に渡って持続可能な交通形態の再編を目指している。また、この再編は須賀川市の公共施設等の統廃合・再配置を行うFM（ファシリティマネジメント）との連携により進めていく必要があるため、本プロポーザル実施要領は、当該業務を円滑に実施するため最も適切な事業者を公募し、優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価できるプロポーザル方式により選定するための必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

（1）業 務 名

過疎（長沼）地域のマルチ送迎導入に向けた実践的検討に係る業務

（2）業務内容

別紙「過疎（長沼）地域のマルチ送迎導入に向けた実践的検討に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

（3）委託期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

※期間終期は上記を予定しているが、優先契約候補者決定後に協議のうえ定めるものとする。

（4）委託上限額

7,500,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

※本業務の契約に係る上限額とする。なお、これを超えた提案は失格とする。

（5）前提条件

本プロポーザルは須賀川市の予算議決前の準備行為として実施するものであり、須賀川市議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。

3 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなくてはならない。

- （1）令和8年度須賀川市入札参加有資格者名簿に登録されていること。なお、未登録の場合には、契約時までには必ず登録手続きを行うこと。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- （3）施行令第167条の4第2項各号に該当した場合においては、その事実があった後3年を経過し

ていること。

- (4) 須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- (5) 須賀川市競争入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から 3 年を経過していること。
- (6) 国税（法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に規定する社会的非難関係者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者ではないこと。
- (9) 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- (10) 令和 8 年 7 月から起算し、過去 10 年間に於いて、国及び地方公共団体の地域公共交通に関する調査分析及び事業実行支援等の業務実績を有し、かつ本業務を遂行するための適切な人員配置ができること。

4 実施要領及び仕様書の交付

(1) 交付期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）午前 9 時から令和 8 年 8 月 17 日（月）午後 4 時まで

(2) 様式一覧

- ア プロポーザル参加表明書（様式 1）
- イ 業務実績調書（様式 2）
- ウ 質問書（様式 3）
- エ 見積書（様式 4）
- オ 辞退届（様式 5）

(3) 資料等の閲覧について

須賀川市公式ホームページにおいて掲示する。

5 プロポーザル参加表明書の提出

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）午前 9 時から令和 8 年 8 月 17 日（月）午後 4 時まで

(2) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式 1）
- イ 業務実績調書（様式 2）
- ウ 会社概要等、会社の事業内容がわかるもの（任意様式）

(3) 提出方法

郵送、電子メール、FAX のいずれかで提出すること。

6 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

本業務の提案に係る問い合わせがある場合は、質問書（様式3）を提出する。なお、プロポーザル提出書の審査に係る質問については受け付けない。

（1）提出期間

令和8年7月21日（火）午前9時から令和8年8月7日（金）午後4時まで

（2）提出方法

質問書（様式3）を電子メール、FAXのいずれかで提出すること。

※受付期間を過ぎた質問のほか、電話や訪問による質問は受け付けない。

（3）回答方法

令和8年8月12日（水）までに、須賀川市公式ホームページへ掲載する。

7 審査書類の提出

（1）提出期限

令和8年8月19日（水）午後4時【郵送必着】

（2）提出書類

ア 提案書（任意様式「8 提案書作成要領」を参照）

イ 見積書（様式4）

（3）提出方法

持参、郵送のいずれかで提出すること。

（4）提出部数

各9部

8 提案書作成要領

（1）提出書類の様式

ア 提出書類の様式は、A4縦版横書きの文書形式とすること。

イ 提案書の本文は、4ページ以内にすること。

ウ 本文の各ページには、ページ番号を記載すること。

（2）記載すべき事項

ア 地域交通を取り巻く現状と課題の整理について

須賀川市の地域特性及び公共交通の現状理解、また対象地域の生活圏の特性及び公共交通の課題等の整理。

イ 本業務に対する実施力について

（ア）事業所の経営状況・経営理念、また、事業実施に対する取り組み姿勢及び実施体制。

（イ）業務スケジュール及び資金計画。

（ウ）類似事業の実績及びその実績・経験の本業務への活用。

ウ 提案内容について

（ア）本業務の方針に沿った明確かつ現実的な業務遂行の方針、適切な工夫や提案。

（イ）専門的知識やノウハウ等に基づく独自の提案。

(ウ) 具体的な各種調査方法や分析手法に基づく、計画策定に必要な客観的な指標等の設定。

9 提案書等の審査方法

(1) 審査委員会

本業務の審査は、須賀川市の職員により構成する「過疎（長沼）地域のマルチ送迎導入に向けた実践的検討に係る業務委託業者選定委員会」を設置し、審査を行う。なお、審査会の構成等は公表しない。

(2) 審査方法

参加資格を有する提案者からの提案書等について、総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を優先契約候補者として、また次点契約候補者も併せて選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても審査を実施し、審査委員会委員の合計得点の6割以上の場合は、当該参加者を委託候補者とし協議を行う。

ア 選定委員は、下記の評価項目・基準により評価を行い、評価点数の合計が最も高いプロポーザル提出者を優先契約候補者として選定する。

イ 得点が2者以上の同点となったときは、再度、選定委員の合議により、委託候補者を選定するものとする。

10 第1次審査（書類）

参加資格要件を満たし、かつ、提案価格が委託上限額の範囲内にある者について、提案書及び見積書により第1次審査を実施する。なお、書類選考により、おおむね3者を選定し、第1次審査通過者とする。

11 第2次審査（プレゼンテーション）

提案書の内容について、選定委員会によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時

令和8年9月3日（木）午後2時

※時間及び場所については、決まり次第、参加者に別途通知する。

(2) 実施時間

30分以内（プレゼンテーション15分、質疑回答15分）

(3) 出席者

本業務を受託した際に業務を担当する者を含む3名以下とする。

(4) 使用機器

会場にはディスプレイ・HDMI ケーブルを用意する。

その他必要機器（PC 等）は持参すること。

(5) 留意点

ア ヒアリングの順番は、企画書の到達順とする。

イ 企画提案書記載内容以外の追加提案、追加資料は受け付けない。

ウ 本審査に係る録音・録画は禁止する。

12 優先契約候補者の選定及び決定

第2次審査後の総合評価点が最も高い事業者を、優先契約候補者として決定する。

なお、優先契約候補者が契約を辞退した場合又は協議が不調となった場合は、次点契約候補者と同様の協議を行う。須賀川市は、協議が成立した提案者を優先契約候補者とする。

【評価項目・評価基準・配点】

評価項目	評価基準	配点
地域交通を取り巻く現状と課題の整理	須賀川市の地域特性及び公共交通の現状を理解し、また対象地域の生活圏の特性及び公共交通の課題等が整理されているか。	10点
本業務に対する実施力	①事業所の経営状況、経営理念、また、事業実施に対する取り組み姿勢や実施体制は本業務を担うにあたり最適なもののか。	10点
	②業務スケジュール及び資金計画が明確であり、着実な業務実施に向け現実的な内容となっているか。	10点
	③類似業務の受託実績を有しているか、さらに、それらの実績や経験を本業務に活用できるか。	10点
提案内容	①本業務の方針に沿った、明確かつ現実的な業務遂行方針が示されているか。また、適切な工夫や提案がみられるか。	15点
	②専門的知識やノウハウ等に基づく独自の提案となっているか。	15点
	③各種調査方法が具体的に示され、計画策定に必要な情報の把握・整理が可能な提案となっているか。また、調査結果の分析手法が具体的に示され、計画策定に必要な客観的な指標等を設定できる提案となっているか。	15点
プレゼンテーション	提案書における文章、表や図の創意工夫がみられるか。 プレゼンテーションが分かりやすく、説得があり、質疑への応答は適切であるか。	10点
提案額	積算に妥当性があり、かつ最大の効果が見込める内容になっているか。	5点
合計		100点

13 決定通知

審査の結果については、以下のとおりメール、書面のいずれかにより通知する。

- (1) 第1次審査 令和8年8月26日(水)
- (2) 第2次審査 令和8年9月中旬に発送

14 契約の締結

提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、協議のうえで決定する。また、優先契約候補者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合

がある。なお、交渉が整った際は、受託候補者は須賀川市と随意契約を結ぶものとする。

15 プロポーザル等の無効または失格

次のいずれかに該当する場合は、提出されたプロポーザル等を無効または失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 第2次審査（プレゼンテーション）に参加しない場合
- (4) 不正行為が認められた場合
- (5) 参加資格要件を満たさない場合

16 プロポーザルの辞退

プロポーザル参加表明書を提出した後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式5）を郵送、電子メールのいずれかで提出すること。

17 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、第2次審査（プレゼンテーション）への参加等にかかる一切の経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (3) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (4) 採用された企画提案書の内容については、須賀川市と協議する。
- (5) 電子メールの通信事故及び郵便事故等について、須賀川市はいかなる責任も負わない。
- (6) プロポーザル実施にあたり、説明会は実施しない。
- (7) 須賀川市情報公開条例（平成10年須賀川市条例第11号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。
なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響の及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。
- (8) 審査経過及び結果に対する異議申立て、問合せ等は受け付けない。
- (9) 全ての提出書類の返却は原則行わない。

18 書類の提出先及び問合せ先

担 当：須賀川市企画政策部 企画政策課 総合交通係

住 所：〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地

電 話：0248-94-7173

F A X：0248-75-2978

メールアドレス：kikaku@city.sukagawa.fukushima.jp

(各種書類の提出の際は、郵送の場合に到達が確認できる方法、メールの場合は開封確認付きメールの活用や送信した旨電話連絡を行う等、提案者において須賀川市への到達を確認すること。)

19 スケジュール

本プロポーザルの主な日程は、次のとおりとする。ただし、須賀川市の都合により日程を変更する場合がある。

No.	項目	期日又は期間
1	実施要領の交付期間	令和8年7月21日（火）午前9時～8月17日（月）午後4時
2	参加表明書の提出期間	令和8年7月21日（火）午前9時～8月17日（月）午後4時
3	質問書の提出期間	令和8年7月21日（火）午前9時～8月7日（金）午後4時
4	質問書に対する回答	令和8年8月12日（水）
5	審査書類の提出期限	令和8年8月19日（水）午後4時
6	第1次審査（書類）結果通知	令和8年8月26日（水）
7	第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年9月3日（木）午後2時～午後4時
8	最終審査結果通知	令和8年9月中旬
9	優先契約候補者との契約	令和8年9月18日（金）予定